

## 東久留米市勤労市民共済会会費の徴収管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「共済会」という。）の会費の徴収管理に関する事務処理について一般的な基準その他必要な事項を定めることにより、共済会会費の徴収管理の適正化を図ることを目的とする。

### (他の法令等との関係)

第2条 共済会会費の徴収管理に関する事務の処理については、法令等に特別の定めがある場合を除きこの規程によるものとする。

### (台帳の整備)

第3条 東久留米市勤労市民共済会会長（以下「会長」という。）は、会費を適正に管理するため、台帳を整備するものとする。

### (徴収)

第4条 会費は3か月分を前納とし、4月、7月、10月、1月の13日に会員口座より振替により徴収するものとする。

2 13日が土曜日、日曜日、祝祭日の場合は、その翌日とする。

3 口座振替日は、あらかじめ会報により周知するものとする。

### (督促及び催告)

第5条 会長は、口座振替不能の会員に対し、期限を指定した督促及び催告を行うものとする。

2 督促は、会費納付期限までに履行がなかった会員に新たな履行期限を定めて速やかに行うものとする。

3 催告は、督促において定めた納付期限までに履行がなかった会員に対し、再度、通常の納付期限月内に履行期限を定めて行うものとする。

### (放棄)

第6条 会長は、会費が3ヶ月未納状況にあり、未納者の所在が不明その他これに準ずる事情にあると認められ徴収の見込みがないときは債権を放棄することができるものとする。

2 債権放棄を行った場合は、同時に会員資格の喪失手続きを行うものとする。

3 債権放棄事案については、決算時に報告するものとする。

### (会員資格喪失の特例)

第7条 会長は、前条に定めにより手続きを行った者の中で遅延がやむを得ないと認められる場合は、未納会費を徴収し会員資格を継続するものとする。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。